



精神科看護管理ニュース

Vol. **15**

発行 日本精神科看護協会

2015/08/31

1 医療事故報告制度（10月1日施行）の説明会を開催します

医療事故調査制度が10月1日より施行されます。この制度は、医療事故が発生した場合、まず院内調査を行い、その報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるものです。

調査・報告の対象となる医療事故は、「当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」とされています。「提供した医療に起因するもの」「予期しなかったもの」とは、具体的にはどのような事故なのか？

今年度は、「医療事故調査制度と事故調査委員会の運営」をテーマに医療安全推進フォーラムを開催し、難しい用語をわかりやすく説明します。管理者の方は必見です！

日時：平成27年11月20日（金）13:00～16:00 場所：日精看 京都研修センター（定員80名）

講師：厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 他

内容：医療事故調査制度の概要、院内調査の方法、精神科病院における医療事故等

フォーラムのお申し込みは協会ホームページ「研修会のご案内」で受付中です。『ナーシング・スター』9月号の同梱チラシもご覧ください。定員に達し次第、締め切りとなりますので、お早めにお申し込みください。なお、医療事故調査制度の概要は、協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している厚生労働省リンクよりご覧いただけます。

2 平成28年度診療報酬改定の要望書を提出しました

一般社団法人日本精神科看護協会（会長・末安民生）は、8月19日に厚生労働省保険局医療課長と精神・障害保健課長宛てに、平成28年度診療報酬改定に関する要望書を提出しました。

精神科医療に従事する看護職の職能団体として、医療保護入院制度等の見直しによる「早期退院に向けた体制整備」や「人権尊重のための体制確保」、そして長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会がとりまとめた「精神医療の将来像と病院の構造改革」の実現に向けて4つの重点項目をあげて、具体的な評価を要望しました。

1/2

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1. 精神科における入院治療において、行動制限最小化を進めるための活動と夜勤体制を普及させること。
2. 精神科病院における地域移行支援の取り組みを推進すること。
3. 精神科病院からの早期退院と精神障がい者の地域生活を支えるための訪問看護の体制強化を図ること。
4. 疾病回復に資する精神科外来医療・看護の機能充実を図ること。

具体的な要望内容は、協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載の要望書をご覧ください。

なお、協会では平成28年3月より全国4か所で「平成28年度診療報酬改定説明会」を開催する予定です。精神科医療・看護に関する改定内容を詳しく説明しますので、今後の開催案内にご注目ください。

3 平成28年度厚生労働省予算・地域医療介護総合確保基金に関する要望書を提出しました

当協会は、8月28日に開催された自民党看護問題小委員会において、平成28年度厚生労働省予算・地域医療介護総合確保基金に関する要望書を、田村憲久委員長に提出しました。

医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制の構築を目的とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」では、効率的かつ質の高い医療提供体制の確保と地域包括ケアシステムの構築によって、地域における医療と介護の総合的な確保を行うことになっています。

現状として、地域で医療や介護等を必要とする人々のニーズが、身体疾患や高齢化に起因するものだけでなく、メンタルヘルスの不調や精神疾患に起因するものが少なくないことを重視し、医療と介護の総合的な確保を行うために、身体面と精神面の両面に対応できる体制を構築するよう、以下の事項について要望しました。

1. 居宅等における医療の提供に関する予算について

○精神科病院からの地域移行の推進するために、全国で地域移行や地域医療に関する研修会が着実に実施されるよう、都道府県単位で研修会の企画・実施を推進する体制整備の予算確保を行うこと。

○精神科訪問看護を提供する事業所の整備と人材養成に関する予算確保を行うこと。

2. 医療従事者の確保・育成に関する予算について

○地域包括ケアシステム構築に向けて、看護職員の確保・育成、訪問看護提供体制の整備等に取り組むために、看護関連事業予算の確保を要望するとともに、精神科医療（地域精神医療）に従事する看護職員の確保・育成が遺漏なく行われること。

具体的な要望内容は、協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している要望書をご覧ください。

2/2

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034